

生涯を通じた女性の健康支援事業

生涯を通じた女性の健康支援事業とその他事業

事業名	対象となる方	事業内容	
生涯を通じた女性の健康支援事業	健康教育事業	思春期から更年期に至る女性	各ライフステージに応じた健康教室の開催、講演会の開催 女性の健康教育に資する知識の普及啓発
	女性健康支援センター事業	思春期から更年期に至る女性	身体的、精神的な悩みに対する相談指導、検討会の設置、 予期せぬ妊娠に悩む者に対する専任相談員の配置、広報活動、相談員の研修養成
	不妊専門相談センター事業	不妊や不育症について悩む夫婦等	夫婦の健康状況に応じた不妊に関する相談指導、 不妊治療と仕事の両立に関する相談対応、専門相談員の研修
	HTLV-1母子感染対策事業	医療機関 妊娠・出産期の女性	協議会の設置、関係者研修事業、普及啓発

その他事業

妊娠期から子育て期の子育て支援について、妊産婦及び乳幼児等の状況を継続的に把握して、必要なサービスや支援が提供されるようマネジメントを行う仕組みであり、対象者及び事業内容が異なる

事業名等	対象事業	対象となる方	事業内容	実施担当課
子育て世代包括支援センター	妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援のために、「母子保健サービス」と「子育て支援サービス」を一体的に提供できるよう、保健師等によるきめ細かな相談支援等を行う	妊産婦及び乳幼児並びにその保護者	<ul style="list-style-type: none"> 妊産婦等の支援に必要な実情の把握 妊娠・出産・育児に関する相談に応じ、必要な情報提供・助言・保健指導 支援プランの策定 保健医療又は福祉の関係機関との連絡調整 	子ども家庭局 母子保健課
健康増進事業	平成20年度からの医療制度改革において、「老人保健法」の改正により、これまで市区町村が担ってきた老人保健事業のうち、市町村が健康増進法に基づき実施する医療保険者等に義務づけられない事業	40歳以上の者	<ul style="list-style-type: none"> 高血圧や脂質異常症などに対する健康教育 高血圧や脂質異常症などに対する健康相談 保健指導、歯周疾患検診、骨粗鬆症検診、肝炎ウイルス検診 生活習慣病の予防や家庭における療養方法等に関する訪問指導 	健康局 健康課

← 主な対象者や対象疾患等事業内容が異なる

論点と見直しの方向性について ①

論点① 適正な事業執行及び実効性を上げるためにも、適切な成果目標(女性の利用者数など)を検討し、更に、相談を希望する者が確実に利用できるよう周知を行うべきではないか。

健康教育事業

現状：自治体によっては、毎年ではなく隔年などで実施しているところもあり、実施都道府県市数などを成果指標として評価することが困難であることが課題となっている。

見直しの方向性：

代替指標として新たにフォローアップ指標を設定する。

〈例：代替指標として参加者数を設定し、年度毎に教育を受けた人数でフォローアップを行っていく等〉

女性健康支援センター事業・不妊専門相談センター事業

現状：悩みを持つ方への相談支援であるため、身近な場所へ相談できる環境が整備されていることが重要であると考えており、センターを設置している都道府県市数を成果目標としている。

見直しの方向性：

現状を把握、分析した上で、代替指標として新たにフォローアップ指標を設定する

例えば、センターの利便性の観点や効率的な運営の観点からの指標について検討を行う。

論点と見直しの方向性について ②

論点② 本事業のこれまでの事業実績について検証し、今後のあり方について検討するべきではないか。

女性健康支援センター事業

現状：現在、ほぼ全都道府県で実施されており、指定都市・中核市における実施率の向上が課題となっている。
また、相談を希望する者が確実に利用できるようにセンターの周知を強化することが課題となっている。

<未実施の理由>

- ・ 専門相談窓口は設置せず、相談対応について周知していないが、相談があった場合は職員が対応しているため。
- ・ 予算の確保が困難なため。

見直しの方向性：

①専門相談窓口を設置していない自治体

本事業の目的は、各ライフステージに応じた身体的・精神的な悩みを持つ方が安心して相談できる体制を整備することであり、潜在的な悩みを拾い上げるためには、まずは相談窓口の明確化が重要であることを理解いただき、専門相談窓口を設置し広く周知する、専用回線を用意する、専任相談員を配置する、専門性の向上のため研修を実施する等積極的な取り組みを働きかける。

また、県との共同実施による設置等自治体負担を抑えた形の実施方法について検討を働きかける。

〈例：既に実施している自治体の好事例の取り組みを横展開する〉

②専門相談窓口を設置している自治体

相談を希望する者が確実に利用できるよう、センターの効果的な周知方法の検討を行い、強化を図る。
また、相談員に対する研修等により専門性の向上を図る。

論点と見直しの方向性について ③

論点③ 不妊専門相談センターについては、「ニッポン一億総活躍プラン」において、2019年度までに都道府県・指定都市・中核市で実施することとしているが、プランの目標を達成するために、現状の課題を調査・分析し、センターの設置を促す改善策について検討すべきではないか。

不妊専門相談センター事業

現状：「ニッポン一億総活躍プラン」において、2019年度までに都道府県・指定都市・中核市で実施することとしているが、現在、66か所の設置にとどまっており、指定都市・中核市での実施が課題となっている。

また、相談を希望する者が確実に利用できるようにセンターの周知を強化することが課題となっている。

<未実施の理由>

自治体に対する調査・ヒアリングの結果、未実施の理由は以下の回答が多かった。

- ・ 県が設置する不妊専門相談センターが市内にある
- ・ どのように実施してよいかわからない
- ・ 専門職・予算の確保が難しい

なお、今後実施予定の自治体が、H30年度は1か所、H31年度は5か所あり、実施箇所数の増加が見込まれる。

見直しの方向性：

①センター実施方法の改善

県が設置する不妊専門相談センターが市内にあるためセンターを設置していない市については、県が設置する不妊専門相談センターにおいて、市負担による土日の開設や開設時間の延長等、県のみでの予算では実施できない部分について、県と市の共同実施による利便性の向上につながるような実施方法の工夫について好事例を紹介する等により検討を働きかける。

②研究成果の活用

平成30年度子ども・子育て支援推進調査研究事業において、「不妊症及び不育症における相談支援体制の現状及び充実に向けた調査研究」を実施予定。同調査により、センター事業の現状の把握や開設時の課題、また、未設置自治体における設置に向けた課題及び利用者のニーズ調査等を行う。さらに、センターにおける専門相談員のための相談支援手引き書及び普及啓発のための資材を作成する予定。

研究により得られた成果を全国で共有し、センターの設置を促進する。また、普及啓発資材によるセンターの認知度の向上や、相談支援手引き書による全国のセンターの均てん化を図る。

生涯を通じた女性の健康支援事業の位置づけ

○少子化社会対策大綱(平成27年3月閣議決定)【抜粋】

IV きめ細かな少子化対策の推進

(1)結婚、妊娠・出産、子育ての各段階に応じ、一人一人を支援する。

【施策に関する数値目標】

不妊専門相談センター 目標:全都道府県・指定都市・中核市(2019年度末)

○ニッポン一億総活躍プラン(平成28年6月閣議決定)【抜粋】

3.「希望出生率1.8」に向けた取組の方向

(5)若者・子育て世帯への支援

「結婚年齢等の上昇と医療技術の進歩に伴い、不妊に悩む方が増加しており、不妊専門相談センターを平成31年度(2019年度)までに全都道府県・指定都市・中核市に配置して相談機能を強化し、不妊治療支援の充実を継続する」

○女性活躍加速のための重点方針2017【抜粋】 (平成29年6月 すべての女性が輝く社会づくり本部)

3. 生涯を通じた女性の健康支援の強化

(1)女性の健康増進に向けた取組

②不妊治療に関する支援

「個人が将来のライフデザインを描き、妊娠・出産等についての希望を実現することが出来るよう、不妊治療に対する経済的支援を引き続き実施し、不妊専門相談センターの相談機能強化を行う。また、不妊治療と仕事の両立に関する実態調査を行う。加えて、不妊治療と仕事の両立に関する普及啓発を実施する。」

③女性の健康維持の促進に向けた取組

「女性の生涯を通じた健康を支援するため、女性健康支援センターによる支援を引き続き推進する。また、がんの早期発見に向けて、女性特有のがんを含めたがん検診について、がん検診の受診率向上につながる取組を引き続き実施する。」

健康教育事業について

事業目的

女性がその健康状態に応じた的確に自己管理を行うことができるよう、生活に密着した身近な機関において健康教育を実施する。

実施主体

都道府県、指定都市、中核市（本事業の趣旨を理解し、適切な実施ができる団体等に事業の全部又は一部の委託が可能）

対象者

思春期から更年期に至る女性

事業概要

○事業内容

- ・講習会等の方法による各ライフステージに応じた健康教室を定期的を開催し、必要に応じて講演会を開催
- ・女性の健康教育に資する小冊子等の配布による知識の普及啓発

○実施場所

- ・保健所、小中高等学校など、受講者が利用しやすい場所

○実施担当者

- ・女性の健康（精神保健を含む。）に関する専門的知識を有する保健師又は助産師等

○予算額等 30年度予算 8百万円

（基準額45,800円×実施月数）（補助率1/2、都道府県・指定都市・中核市 1/2）

○事業実績 28'実績 48道県市

女性健康支援センター事業

○事業の目的

思春期から更年期に至る女性を対象とし、各ライフステージに応じた身体的・精神的な悩みに関する相談指導や、相談指導を行う相談員の研修を実施し、生涯を通じた女性の健康の保持増進を図ることを目的とする。

○対象者

思春期、妊娠、出産、更年期の各ライフステージに応じた相談を希望する者
(不妊相談、望まない妊娠、メンタルヘルスケア、性感染症の対応を含む)



○事業内容

- (1) 身体的、精神的な悩みを有する女性に対する相談指導
- (2) 相談指導を行う相談員の研修養成
- (3) 相談体制の向上に関する検討会の設置
- (4) 妊娠に悩む者に対する専任相談員の配置
- (5) (特に妊娠に悩む者)が、女性健康支援センターの所在等を容易に把握することができるよう、その所在地及び連絡先を記載したリーフレット等を作成し、対象者が訪れやすい店舗等で配布する等広報活動を積極的に実施

○実施担当者 … 医師、保健師又は助産師等

○実施場所(実施主体:都道府県・指定都市・中核市)

全国70カ所(平成29年7月1日時点) ※自治体単独11カ所

47都道府県、札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、広島市、福岡市、盛岡市、八戸市、川崎市、八王子市、奈良市、久留米市、宮崎市、北九州市

○ 予算額等 平成30年度予算 86百万円 (基準額 148,900円×実施月数)(補助率 国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/2)
(夜間・休日加算の新設)

○ 相談実績 平成28年度:53,129件(内訳:電話31,731件、面接16,052件、メール4,039件、その他1,307件)

○ 相談内容 ・女性の心身に関する相談(28,107件) ・不妊に関する相談(11,462件) ・思春期の健康相談(8,774件)
・妊娠・避妊に関する相談(9,525件) ・メンタルケア(11,859件) ・婦人科疾患・更年期障害(619件) ・性感染症等(819件)

不妊専門相談センター事業

○ 事業の目的

不妊や不育症の課題に対応するための適切な体制を構築することにより、生涯を通じた女性の健康の保持増進を図ることを目的とする。

○ 対象者 … 不妊や不育症について悩む夫婦等

○ 事業内容

- (1) 夫婦の健康状況に的確に応じた不妊に関する相談指導
- (2) 不妊治療と仕事の両立に関する相談対応
- (3) 不妊治療に関する情報提供
- (4) 不妊相談を行う専門相談員の研修

○ 実施担当者 … 不妊治療に関する専門的知識を有する医師、その他社会福祉、心理に関して知識を有する者等

○ 実施場所 (実施主体: 都道府県・指定都市・中核市)

全国66か所(平成29年7月1日時点) ※自治体単独(3か所)含む

主に大学・大学病院・公立病院22か所、保健所19か所において実施。

「ニッポン一億総活躍プラン」(平成28年6月2日閣議決定)不妊専門相談センターを平成31年度(2019年度)までに全都道府県・指定都市・中核市に配置

○ 予算額等

平成30年度予算 174百万円(基準額474,500円×実施月数)(補助率 国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/2)

○ 相談実績

平成28年度: 22,347件 (内訳: 電話11,661件、面接7,673件、メール1,132件、その他1,881件)

(電話相談) 医師 14%、助産師 45%、保健師 25%、その他(心理職など) 15%

(面接相談) 医師 40%、助産師 27%、保健師 14%、その他(心理職など) 19%

(メール相談) 医師 23%、助産師 37%、保健師 28%、その他(心理職など) 12%

(相談内容) ・費用や助成制度に関すること(9,720件) ・不妊症の検査・治療(5,491件) ・不妊の原因(1,228件)

・不妊治療を実施している医療機関の情報(1,401件) ・家族に関すること(1,267件) ・不育症に関すること(535件)

・主治医や医療機関に対する不満(626件) ・世間の偏見や無理解による不満(440件)

HTLV-1 (ヒトT細胞白血病ウイルス-1型) 母子感染予防対策について

経緯

平成22年9月、総理官邸にHTLV-1特命チームが設置され、HTLV-1母子感染予防対策として、妊婦健康診査におけるHTLV-1抗体検査の実施、母子感染予防のための保健指導やカウンセリング体制づくりを行うことが決定。平成22年12月には、医療体制の整備や研究開発の推進を含めた総合対策がとりまとめられた。

1. 妊婦健診におけるHTLV-1抗体検査の実施

- ①平成22年10月6日付けで、通知を改正、発出
 - ・HTLV-1抗体検査を、妊婦健康診査の標準的な検査項目に追加
 - ・HTLV-1抗体検査を、妊婦健康診査臨時特例交付金に基づく公費負担の対象とできるよう、補助単価(妊婦1人当たり)の上限額を改定
- ②平成22年11月1日付けで、自治体及び関係団体に対し、抗体検査の実施方法等について通知
- ③受診券方式の1,476市区町村全てにおいて、HTLV-1抗体検査を実施(平成26年4月1日現在)
(残りの265市町村については、補助券方式(指定項目明示なし)により実施)

2. HTLV-1母子感染対策事業の都道府県における実施状況(平成28年4月1日現在)

(母子保健医療対策総合支援事業「生涯を通じた女性の健康支援事業」において実施)

○HTLV-1母子感染対策協議会の設置

- ◆協議会を設置(既存事業で対応を含む)→41都道府県
- ◆協議会での検討事項 ○抗体検査の実施状況の把握 ○キャリア妊婦への支援・連携体制 ○相談窓口・研修・普及啓発等

○HTLV-1母子感染関係者研修事業の状況

- ◆研修実施状況 ○医療従事者を対象に実施→35都道府県 ○相談窓口従事者を対象に実施→34都道府県
- ◆主な研修内容
 - HTLV-1抗体検査についての基礎知識
 - 母子感染に係る保健指導等に関する研修
 - 母子感染予防に関する研修
 - 母親への相談対応に関する研修 等

○HTLV-1母子感染普及啓発の状況

- ◆普及啓発を実施(既存事業で実施を含む)→38都道府県
- ◆普及啓発方法 ○リーフレット・ポスターの作成 ○ホームページや広報誌に掲載
 - 母親学級のテキストに記載
 - 妊娠届出時にHTLV-1検査に関する説明の実施 等

※平成22年度に保健指導・カウンセリングの体制づくりとして、マニュアル(医師向け、保健師等向け)の印刷・配布、妊婦向けリーフレットの作成・配布、HTLV-1対策全国研修会を国において実施

生涯を通じた女性の健康支援事業 実施状況

【実施主体】都道府県・指定都市・中核市（④は都道府県のみ）

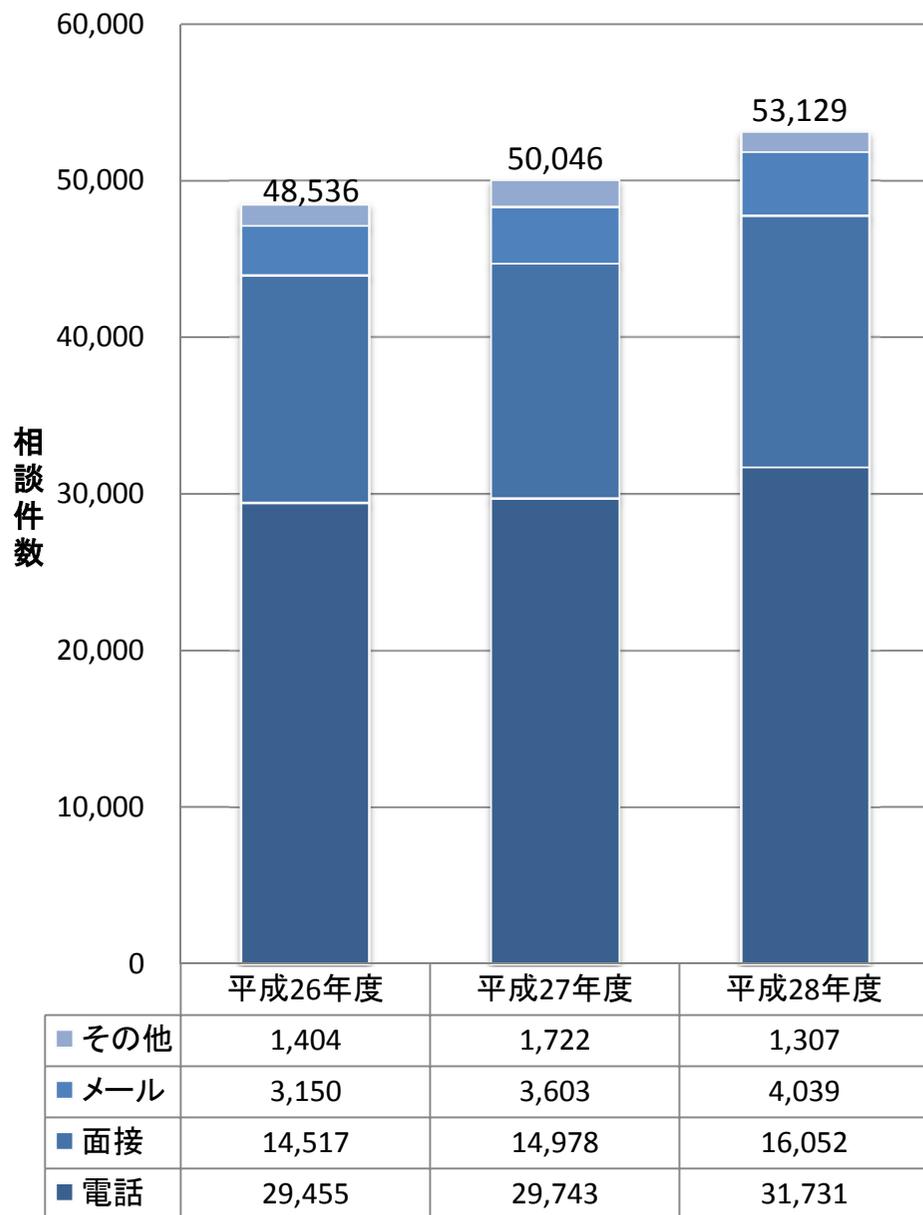
【沿革】平成8年度

【補助率】1／2（都道府県・指定都市・中核市1／2）

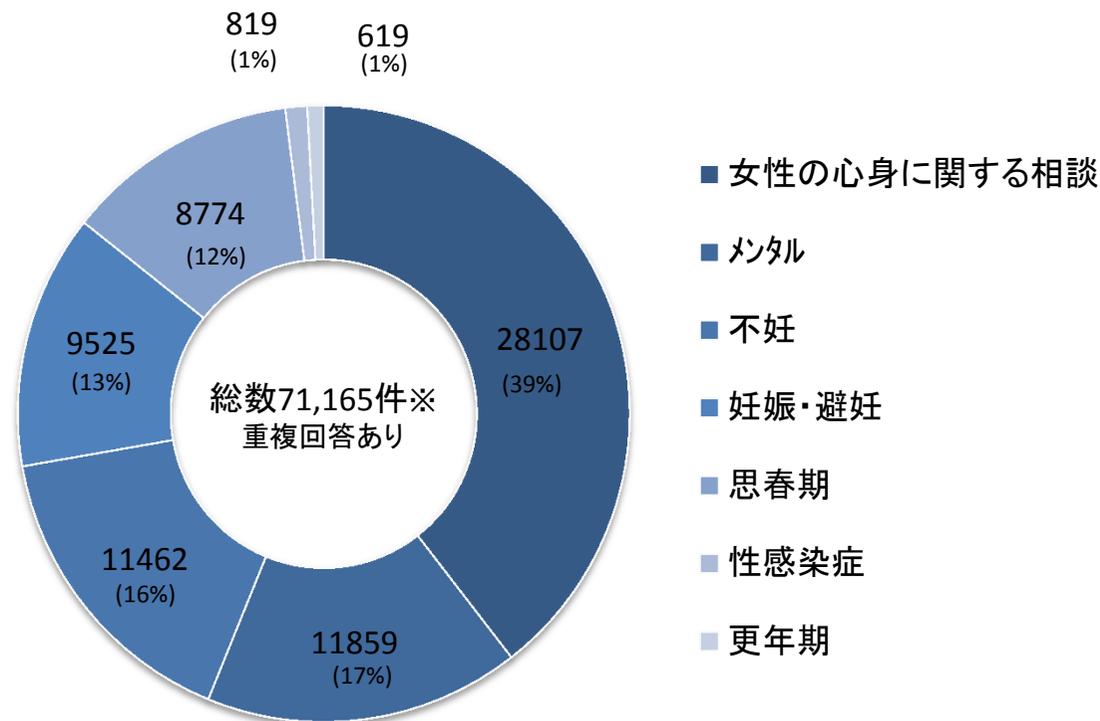
事業名	実施主体	平成27年度	平成28年度	平成29年度
① 健康教育事業	実施都道府県市数	46か所	48か所	46か所
② 女性健康支援センター事業	実施都道府県市数 (自治体単独実施を含む)	57か所	65か所	70か所
③ 不妊専門相談センター事業	実施都道府県市数 (自治体単独実施を含む)	63か所	65か所	66か所
④ HTLV-1母子感染対策事業	実施都道府県数	34か所	34か所	33か所

女性健康支援センター 実施状況

女性健康支援センター相談件数の推移



平成28年度女性健康支援センター相談内容の内訳



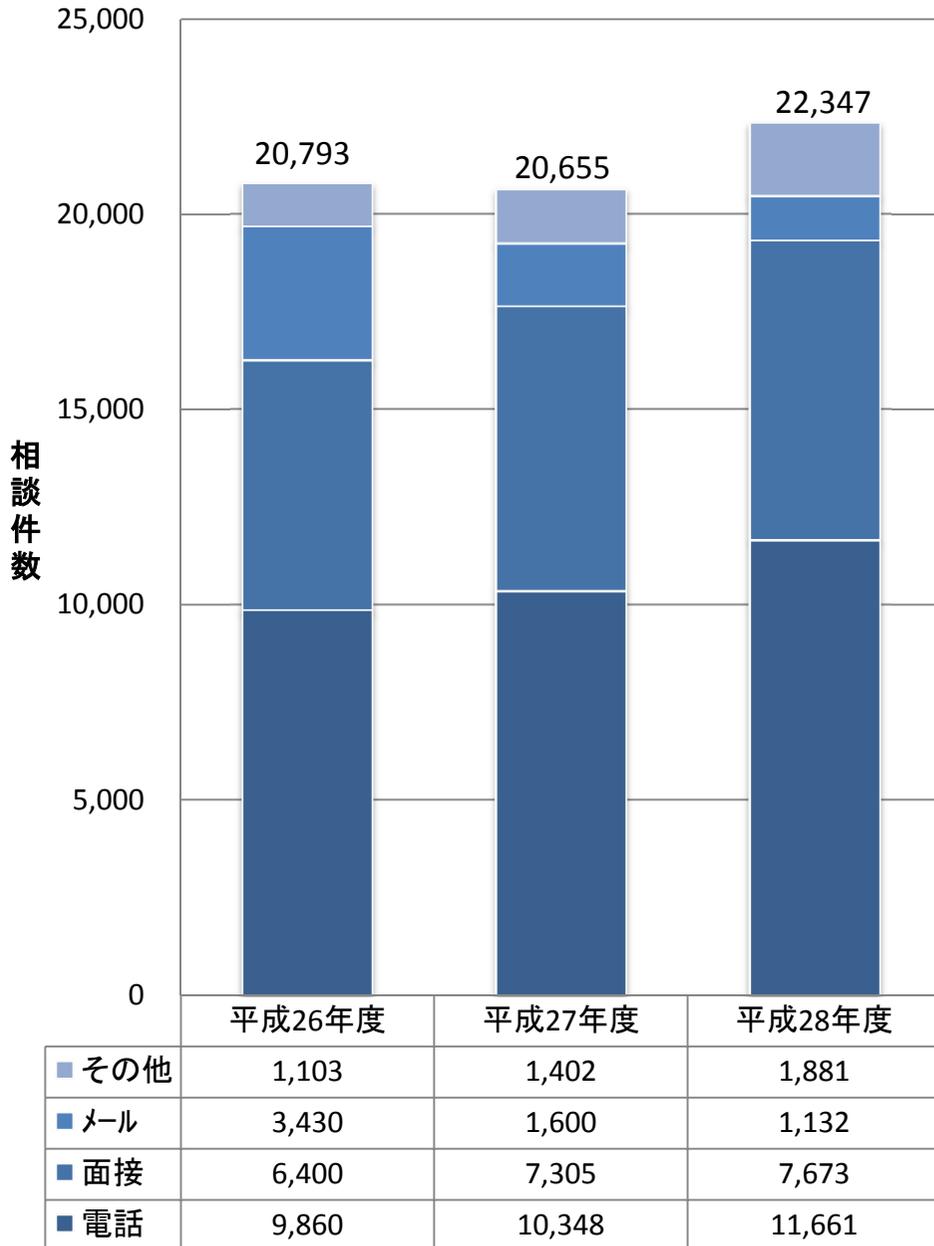
女性健康支援センターの相談件数は、微増となっている。

相談手段としては、特に、電話、面接での相互にリアルタイムでやりとりしあう直接的な手段での相談のニーズが高い。

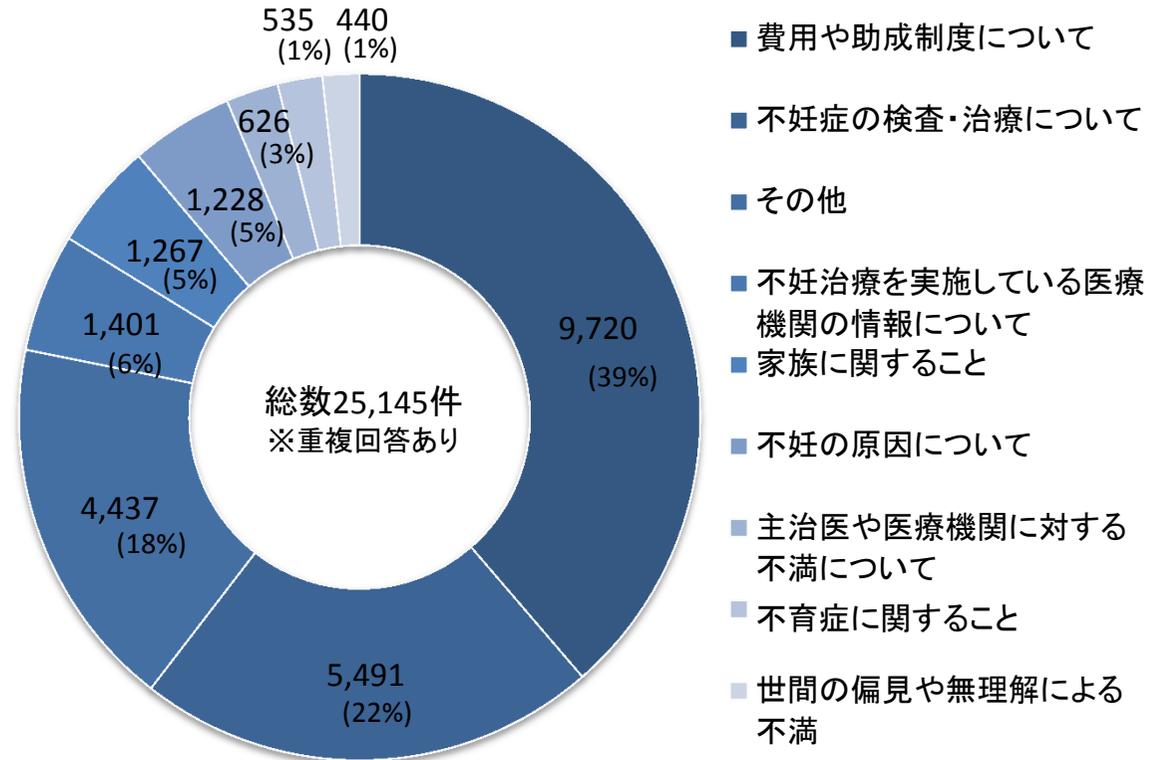
相談内容については、「女性の心身に関する相談」が最も多かった。

不妊専門相談センター 実施状況

不妊専門相談センター相談件数の推移



平成28年度不妊専門相談センター相談内容の内訳



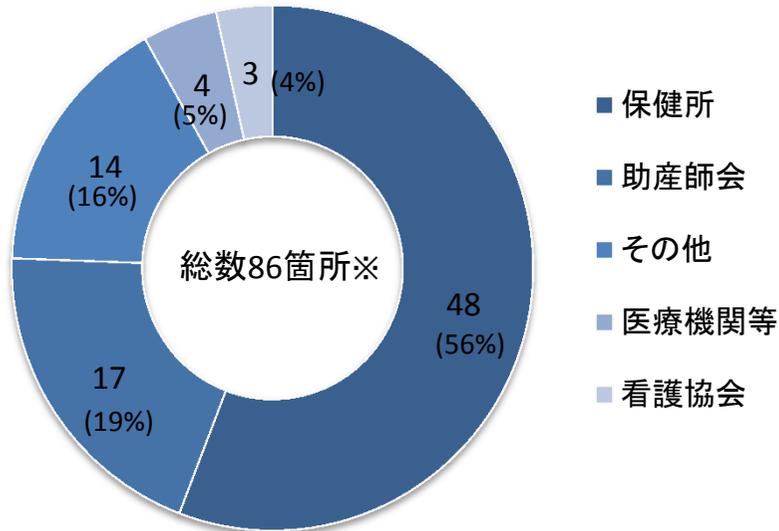
不妊専門相談センターについては、メールでの相談が減少傾向にあり、電話及び面談での相談が増加傾向にある。

相談件数については一定数の需要は毎年あり、相談内容については「費用や助成制度について」が最も多い。

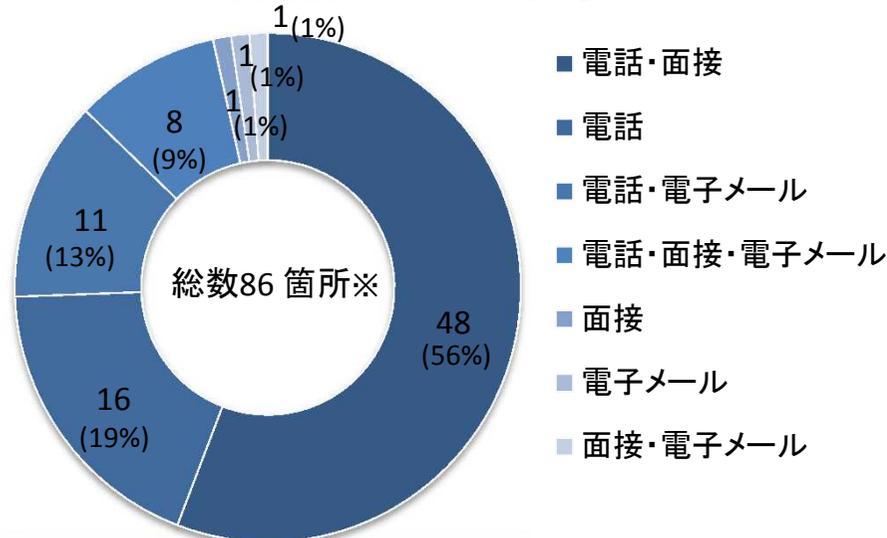
女性健康支援センター・不妊専門相談センター実施場所及び相談方式

女性健康支援センター

女性健康支援センター実施場所

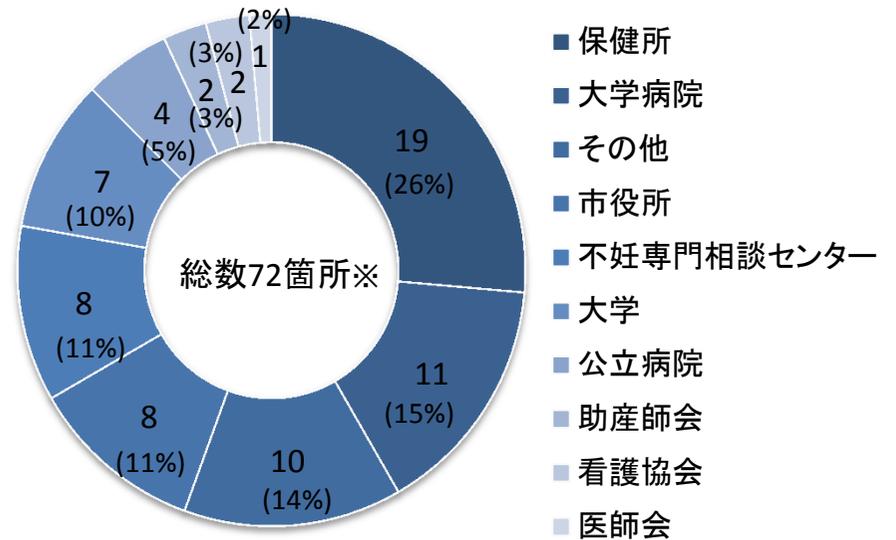


女性健康支援センター相談方式

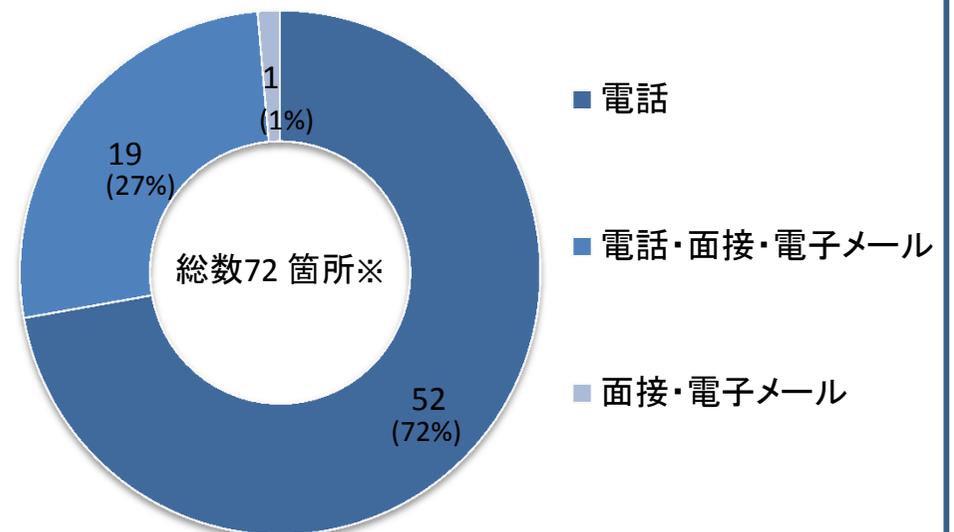


不妊専門相談センター

不妊専門相談センター実施場所



不妊専門相談センター相談方式



※自治体によっては保健所と助産師会等複数の場所を実施している場合がある